

情報通信審議会 情報通信技術分科会
携帯電話等高度化委員会（第1回） 議事要旨(案)

1 日時

平成23年2月9日（水）13:30～15:30

2 場所

中央合同庁舎第7号館西館(金融庁) 9階 共用会議室1

3 出席者（敬称略）

委員会構成員（委員・専門委員）：

服部 武 上智大学
荒木 純道 東京工業大学大学院
安藤 真 東京工業大学大学院
石原 弘 ソフトバンクモバイル(株)
入江 恵 (株)NTTドコモ
冲中 秀夫 KDDI(株)
小畑 至弘 イー・モバイル(株)
河東 晴子 三菱電機(株)
笹瀬 巖 慶應義塾大学
高田 潤一 東京工業大学大学院
西本 修一 (財)移動無線センター
本多 美雄 欧州ビジネス協会
湧口 清隆 相模女子大学
吉村 直子 (独)情報通信研究機構
若尾 正義 (社)電波産業会

委員会が必要と認める者：

菅田 明則 KDDI(株)
田中 伸一 ソフトバンクモバイル(株)
原 一央 UQコミュニケーションズ(株)
古川 憲志 (株)NTTドコモ
三浦 望 パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株)
諸橋 知雄 イー・モバイル(株)
八木 敏晴 (一社)情報通信ネットワーク産業協会

事務局：

総務省 総合通信基盤局 移動通信課長 田原、同課 企画官 越後、同課 推進管 豊
嶋、同課 課長補佐 中里、同課 第二技術係長 松元

4 配布資料

資料番号	配布資料	提出元
資料 1-1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会(第51回)議事要旨(案)	事務局
資料 1-2	広帯域移動無線アクセスシステム委員会(第15回)議事要旨(案)	事務局
資料 1-3	情報通信技術分科会の委員会再編の概要	事務局
資料 1-4	情報通信審議会 情報通信技術分科会における委員会の設置 (平成13年1月17日 情報通信審議会 情報通信技術分科会決定 第3号)の一部改正	事務局
資料 1-5	携帯電話等高度化委員会が承継する旧委員会のこれまでの審議 状況について	事務局
資料 1-6	携帯電話等高度化委員会 運営方針(案)	事務局
資料 1-7	700/900MHz帯移動通信システム作業班 構成員(案)	事務局
資料 1-8	これまでの審議経過及び今後のスケジュール(案)(「700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」等)	事務局
資料 1-9	携帯電話等高度化委員会 報告(案)	事務局
参考 1	携帯電話等高度化委員会 構成員	事務局
参考 2	ICTタスクフォース「ワイヤレスブロードバンド実現のための周 波数検討ワーキンググループ」とりまとめ(抜粋)	事務局
参考 3	情報通信審議会 情報通信技術分科会 広帯域移動無線アクセ スシステム委員会報告 概要	事務局

5 議事概要

(1) 旧委員会最終会合の議事要旨について

旧委員会最終会合議事要旨(案)(資料1-1及び資料1-2)は委員に事前に送付されていることから、読み上げは省略して配布のみとし、気づきの点があれば、2/15(火)までに事務局まで知らせることとなった。(その後、修正意見等は特になかった。)

(2) 情報通信技術分科会の委員会再編について

事務局から資料1-3及び資料1-4に基づき、1月18日に開催された情報通信審議会情報通信技術分科会において行われた委員会の再編についての説明があった。

(3) これまでの審議状況について

事務局から資料1-5に基づき、旧委員会(携帯電話踏襲は数有効利用方策委員会及び広帯域移動無線アクセスシステム委員会)でのこれまでの審議状況についての説明があった。

(4) 委員会の運営方針（案）等について

ア 事務局から資料1-6に基づき、委員会の運営方針(案)についての説明があり、その後次のとおり質疑応答があった。

冲中専門委員：700/900MHz帯移動通信システムを優先して審議を進めることは理解した。一方、WiMAXについてもWiMAX ForumやIEEEで高度化の議論が進んでおり、スペックも固まってきている。WiMAXの高度化についても記載してはいかがか。

事務局：広帯域移動無線アクセスシステムについては、前回の一部答申の中に今後の検討課題として、標準化動向を踏まえて反映していくことが望ましいと書かれており、今後必要に応じて技術的な検討を進めていく。

服部主査：運営方針に追加するタイミングはいつ頃になるのか。

事務局：諮問事項としては既に存在しているので、その諮問事項の範疇であれば、本委員会における審議はいつでも開始できる状況であり、継続的な案件については引き続き検討していただければと思う。しかし、諮問事項から大きく変わるのであれば、情報通信技術分科会へ報告を行ってから審議を開始することになる。

安藤専門委員：運営方針については、検討すべき事項ごとに変更をしていくのか。

事務局：これまではそのようにしてきた。今後も明示的にする観点から同様に進めるべきと考えている。

服部主査：運営方針案に従って、今後必要に応じて調査事項の追加、修正をして対応していくこととしたい。

以上の質疑応答の後、委員会の運営方針（案）が了承された。

イ 服部主査から同運営方針の2（8）に基づき委員会の調査を促進させるため、旧委員会から継続して、資料1-7の構成員による「700/900MHz帯移動通信システム作業班」を設置する旨、また同作業班の主任に若尾専門委員を指名する旨が報告された後、以下のとおり質疑応答があった。

冲中専門委員：WiMAXの高度化を行う際にはまた作業班を設置すると思うが、いつ頃どのようなプロセスで設置するのか。

事務局：作業班の設置や構成員については委員会主査により設置されるものである。BWAについては一部答申をいただいたところであるが、同じ諮問の範囲で引き続き検討することは問題なく進められるため、並行してBWAについても議論をすることは可能と思われる。委員会の構成については、前回のBWA高度化検討作業班があり、そのまま引き継がれることになると思われる。

若尾主任：BWAの諮問事項には「2.5GHz帯」という制限があり、その範囲の中であれば審議は進められると思うが、冲中専門委員も同様の認識か。

冲中専門委員：本委員会で議論されるのは2.5GHz帯であるという認識に変わりない。

(5) 今後のスケジュール（案）等について

事務局から、資料1-8に基づいて、当委員会における今後の進め方についての説明があり、その後次のとおり質疑応答があった。

荒木専門委員：2月に予定している委員会報告案とりまとめの中に盛り込まれる内容は、参考2に示される基本方針に沿っているという理解でよいか。

事務局：そのとおり。しかし、技術的条件として今回の報告書に盛り込まれるのは、900MHz帯を使用する移動通信システム及び携帯無線通信の中継を行う無線局のみで、700MHz帯を使用する移動通信システムについては引き続き検討を行っていく。

(6) 委員会報告（案）について

作業班主任である若尾専門委員から、委員会報告（案）についての概要の説明があった後、作業班構成員であるNTTドコモ古川氏より、資料1-9に基づき委員会報告（案）の説明がなされ、その後次のとおり質疑応答があった。

本多専門委員：900MHz帯移動通信システムの技術的条件について、国際的な基準と一部異なっている点が残念である。具体的には800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、PHS帯域の端末スプリアス制限が、3GPPにはない規定になっている。また、2010MHzから2025MHzに対する基地局の副次的に発射する電波の限度についても同様である。今後、該当部分について、日本の規定を3GPPにそろえるか、3GPPに掛け合うなどして、国際基準とそろえる努力が必要になると思われる。

古川氏：3GPPのBand8については隣接する850MHz帯を使用していない状況の仕様である。国際標準が日本国内の周波数の利用方法と合致している場合にはそろえる必要があると思うが、国内ではガードバンド10MHzの隣接したところにそれぞれが配置される見込みであり状況が異なる。韓国でも同様の状況になっており、スプリアスを制限するような提案が出ると思っている。国内における900MHz帯の技術的条件をBand8に単純に一致させるのではなく、現状の周波数配置を考えて何が適切かという技術的な検討を行い、必要に応じて3GPPに提案していくのが良いのではないかと考えている。

本多専門委員：やり方は色々あると思うが、日本の基準だけ国際的な基準と異なり、孤立してしまうのは避けなければならないと考えている。

若尾専門委員：委員会報告としてまとまった段階で3GPPへはインプットしたいと考えている。その段階でどちらにするかはわからないが、国際基準とそろえるような努力はこれからも行っていただきたいと思っている。この場では今回の技術的条件とグローバルハーモナイゼーションは直接議論できず、これから3GPPなどで議論を進めていく必要があると思う。

本多専門委員：700MHz帯についても3GPPにおいてこれから議論が始まるところであり、その点では国際的に合わせやすいと思うのでそのように進めていただきたい。

服部主査：スプリアスの制限についてはまだ検討中とのことだったが、分科会までに結論は出るのか。

田中氏：2月中に結論を出すように作業を進めているところである。

服部主査：陸上移動中継局と小電力レピータの違いはなにか。

若尾専門委員：大きな違いは免許の形態である。陸上移動中継局は個別に免許が与えられ、小電力レピータは包括免許になっている。利用シーンについても、小電力レピータは家庭内などの小規模なところで使うことが想定されている。

事務局：陸上移動中継局については無線局の種別の名称であり、小電力レピータについては陸上移動局となっている。2つまとめて中継を行う無線局と整理している。

高田専門委員：陸上移動中継局について、記載のない空中線電力、空中線利得は従前のとおりということか。

若尾専門委員：陸上移動中継局については免許する際に個別に審査を行っているため、ここでは規定をしていない。

事務局：補足だが、P405の審議結果に「別添のとおり一部答申案をとりまとめた」とあるが現在は省略している。実際には第3章及び第7章の技術的条件を別添として添付することになる。

上記の質疑のほか、修正等の意見については2月15日（火）までに事務局まで知らせることとなった。また、上記の質疑における修正を含め、その後修正すべき事項があった場合は、当該修正は服部主査に一任することが了承され、意見募集を行う委員会報告（案）が承認された。

（7）その他

事務局から、パブリックコメントについては2月下旬を目処に開始されること、また、次回（第2回）会合については平成23年4月下旬以降を予定しており、日程等詳細については服部主査と相談の上、別途事務局より連絡する旨の連絡があった。（その後、5月11日（水）13時30分から総務省で開催される旨の連絡があった。）

以上